

# 太白区文化センター及び太白区中央市民センターにおける 催事案内用デジタルサイネージの設置及び運用等に係る契約書(案)

仙台市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、下記の条項に基づき、太白区文化センター及び太白区中央市民センターにおける催事案内用デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）の設置及び運用等について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、乙が所有するデジタルサイネージを甲の施設に設置し、維持管理、広告の掲出等に必要な業務（以下「取扱業務」という。）を行うものとする。

2 甲および乙は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 乙は、広告の掲出にあたっては、仙台市広告掲載要綱、仙台市広告掲載基準等に定めるところに従い業務を行わなければならない。

（広告の掲出）

第2条 乙は、あらかじめ甲の指定する日までに掲出予定の広告の見本又は図面等の資料を提出し、甲の審査を受け、その承認を得なければならない。

2 甲は、広告掲出の可否を決定したときは、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は非承認の決定をしても、その理由を明示する義務を負わないものとする。

3 乙は、甲からデザインその他の広告の内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、広告主を募るにあたっては、甲が協賛のあっせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないようにしなければならない。

（広告の責任の所在）

第3条 掲出された広告についての一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が甲に対し保証するものとする。

（掲出及び撤去）

第4条 デジタルサイネージの設置及び撤去、並びに広告等の掲出及び撤去は甲の指示に基づいて乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の掲出及び撤去を行おうとするときは、事前に甲に対して申し出をし、その承認を得なければならない。

（操作方法の説明）

第5条 デジタルサイネージの操作方法について甲から問い合わせがあった場合、乙は無償で必要な説明を行わなければならない。

（広告掲載料） **※広告掲載料が発生する場合のみ**

第6条 乙は、甲に対し、広告掲載料として下記に示すとおり納入する。

期間	広告掲載料
平成30年8月●日から平成31年8月●日まで	●●円（消費税別途）
平成31年8月●日から平成32年8月●日まで	●●円（消費税別途）
平成32年8月●日から平成33年8月●日まで	●●円（消費税別途）
平成33年8月●日から平成34年8月●日まで	●●円（消費税別途）
平成34年8月●日から平成35年8月●日まで	●●円（消費税別途）

- 2 乙は、前項に定める広告掲載料を、甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 3 乙は、前項の支払期限を遅延し、かつ督促状の指定期限までに納付がないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に年14.6%(当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じた額を、延滞金として甲に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。
- 4 広告掲載料の支払いに要する費用は、乙の負担とする。
- 5 この契約の存続期間において、設備工事等のためデジタルサイネージの一時撤去等を行った期間が連続して7日間を越える場合は、その日数に応じて日割り計算した額を第1項に定める当該年度分の広告掲載料から減じるものとする。この場合において、甲が既にその額を超える広告掲載料を受領しているときは、超過した額を乙へ返還する。

(維持管理等)

第7条 乙は、デジタルサイネージの維持管理（消耗品の供給を含む。）を適切に行い、常に正常な状態を維持しなければならない。

- 2 前項の維持管理に要する費用及び電気料金は乙の負担とし、電気料金については甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、又はこの契約を履行する見込がなく、当該事由の是正を求める甲からの申し出があった日から30日が経過しても、当該事由が解消されないとき
- (2) 乙が著しく社会的信用を失墜したとき

- 2 甲は、前項の規定によって本契約を解除したことで生じる損害について、その損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 乙は第1項の規定によって本契約が解除となった場合において、第三者に対して損害を与え、また第三者に対して報酬等の補償を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。
- 4 乙は、甲の承認を得た場合に限り、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約を解除しようとする日から起算して4箇月前までに書面により解約理由を付して甲に申し出なければならない。

(原状回復)

第9条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかにデジタルサイネージ及び広告を撤去し、原状回復しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって原状回復したときは、乙は、これに要した費用を支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、広告物及び広告内容、その他取扱業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、取扱業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(契約期間)

第13条 この契約の期間は、契約締結日から平成35年8月●日までとする。

(協議事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年●月●日

甲 仙台市太白区長町南三丁目1番15号  
仙台市  
太白区長

乙 (住所)  
(法人名)  
(代表者名)